

## 災害時の対応について

学校からの連絡に従うこと。臨時休業になった日数分は、「出席しなければならない日数」より除く。

- 1 非常変災の場合
- 2 校長が出席しなくても構わないと判断した場合
- 3 気象庁より、基準時刻において、東京 23 区のいずれか 1 区に、「特別警報」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害）」、「暴風警報」、「大雪警報」のいずれかが発表されている場合

※以下の表により、基準時刻における警報の発表状況に応じて、通常授業を行うかどうか判断すること。また、登校時は、住んでいる地域の状況に応じて安全を第一に行動すること。

Ⅲ部の給食は、15：00（給食開始時間が17：20や18：30の場合は14：00）の時点で上記のいずれかの警報が発表されている場合、中止とする。

基準時刻	警報が発表されている場合	警報が発表されていない場合
7：00	1～4時限自宅学習	1～4時限通常授業
11：00	5～8時限自宅学習	5～8時限通常授業
15：00	9～12時限自宅学習	9～12時限通常授業

例えば、7：00に大雨警報が出ていて、9：00に解除された場合、1～4時限は自宅学習となるが、5時限以降は通常授業となる。